

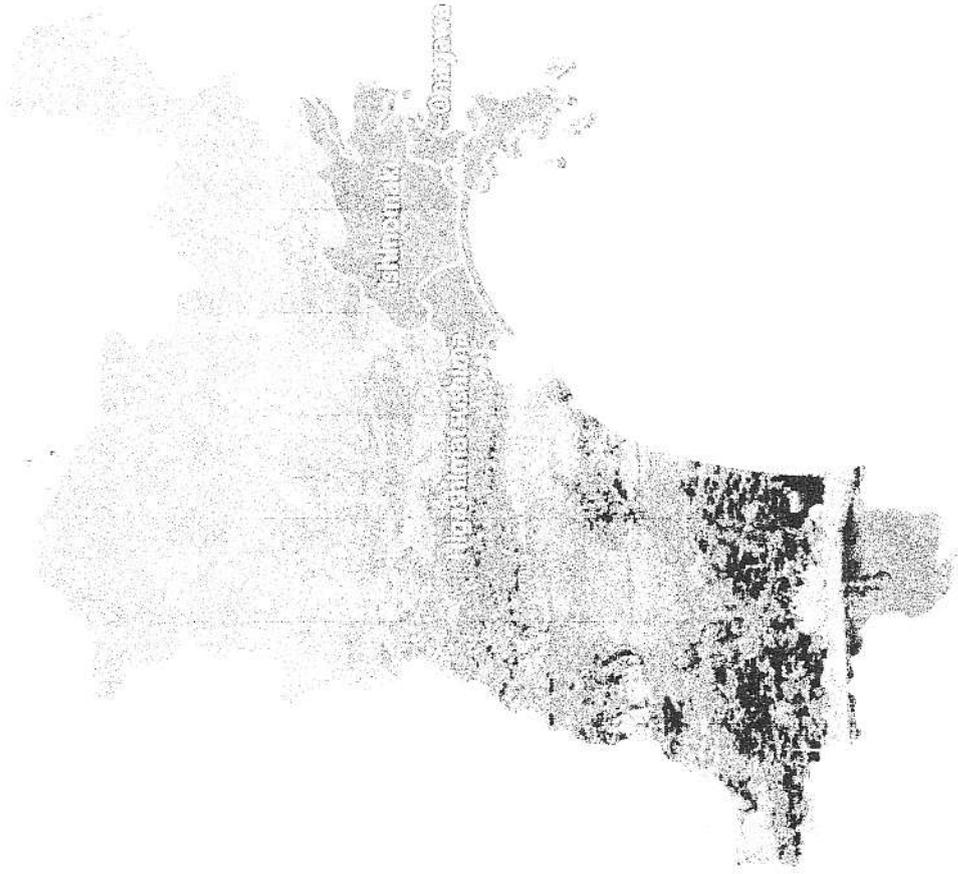


# 災害廃棄物処理施設建設工事等を含む 災害廃棄物処理業務（石巻地区）の概要

H23.9.16 環境生活委員会議資料 / 環境生活部

目次

- 1. 石巻ブロック概況.....1
  - (1) 発生量
  - (2) 各市町と県との役割分担
- 2. 災害廃棄物処理業務の概要.....2
  - (1) 二次仮置き場の施設配置計画
  - (2) 業務の実施工程（予定）
  - (3) 収集・運搬計画
  - (4) 二次処理計画
  - (5) 環境への配慮
  - (6) 仮契約概要
- 3. 地域経済への波及効果.....7
  - (1) 地元企業の活用
  - (2) 地元雇用計画
  - (3) 働きやすい職場環境の提供
  - (4) 経済波及効果
- 4. 災害廃棄物処理業務（石巻ブロック）におけるプロポーザル審査の概要.....9
  - (1) プロポーザル審査委員会の設置
  - (2) 応募者に求める技術提案の内容
  - (3) 業務受託候補者の決定方法
  - (4) 契約までの流れ
  - (5) 審査の考え方
  - (6) 審査委員会
  - (7) 審査結果



# 災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務 (石巻地区)の概要

## 1. 石巻ブロック概況

(1) 発生量  
本ブロックの災害廃棄物の種類と量は右下表に示すとおりである。

(重量、船舶、魚網等含む。)  
災害廃棄物の発生量について、緊急時の発生量に占める割合は47%に上る。同様に津波浸襲域においては33%に上り、いずれも他の被災地と比べて圧倒的な発生量である。

項目	果全体	石巻ブロック	
		発生量	果全体に占める比率
災害廃棄物	18,194千t	8,463千t	47%
津波堆積物	11,600千m <sup>3</sup>	3,800千m <sup>3</sup>	33%

単位：千t、津波堆積物のみ千m<sup>3</sup>

廃棄物の種類	石巻市	東松島市	女川町	計
可燃物	1,474	488	146	2,108
木くず	1,383	462	105	1,950
粗大・混合	91	26	41	158
不燃物	4,909	1,080	366	6,355
コンクリートガラ	1,124	331	110	1,565
アスファルトガラ	186	34	22	241
金属	166	21	19	206
粗大・混合	3,434	694	215	4,343
計	6,382	1,568	512	8,463
津波堆積物(千m <sup>3</sup> )	2,000	1,800	0	3,800
計	2,000	1,800	0	3,800

## 災害廃棄物処理の流れ

### 被災地

- ・収集
- ・粗選別(可能な限り)
- ・建物解体

石巻市：廃棄物3,383千トン、津波堆積物2,000千m<sup>3</sup>  
東松島市：廃棄物1,568千トン、津波堆積物1,800千m<sup>3</sup>  
女川町：廃棄物512千トン  
計：廃棄物5,463千トン、津波堆積物3,800千m<sup>3</sup>

### 収集・運搬

- ・一次仮置き場
- ・粗選別、粗破砕(必要に応じて)

### 一次仮置き場でのリサイクル・売却等

- ・リサイクル(一部復興資材として保管)
- ・有価売却
- ・外販処理委託

石巻市：廃棄物573千トン、津波堆積物1,800千m<sup>3</sup>  
東松島市：廃棄物733千トン、津波堆積物303千トン  
女川町：廃棄物303千トン、津波堆積物1,800千m<sup>3</sup>  
計：廃棄物1,609千トン、津波堆積物3,903千m<sup>3</sup>

### 二次仮置き場

- ・粗選別
- ・機械破砕、二次選別
- ・焼却
- ・津波堆積物の土質改良・港湾理立

### 収集・運搬

石巻市：廃棄物5,810千トン、津波堆積物2,000千m<sup>3</sup>  
東松島市：廃棄物835千トン  
女川町：廃棄物209千トン  
計：廃棄物6,854千トン、津波堆積物2,000千m<sup>3</sup>

東松島市、女川町は独自に二次仮置き場へ運搬(業務対象外)

単位表記がないものは単位：千トン

本図は図が今回の委託業務の概要

1-34

## (2) 各市町と県との役割分担

各市町と県との役割分担については、市町が実施できな部分を実施するという原則を踏まえつつ、各市町の意向を考慮して設定している。

区分	作業	東松島市	石巻市	女川町
一次処理	被災地→一次仮置き場への運搬			市町
	建物解体			市町
	一次仮置き場における減容化			市町・県*
	一次仮置き場でのリサイクル・売却等			市町
二次処理	一次仮置き場・被災地(解体)→二次仮置き場への運搬			市町・県**
	二次仮置き場での中間処分			県
	最終処分			県

※1 県：木くずの地元企業への搬出など

市町：金属くずの売却、コンクリートガラの破砕・焼却など

※2 基本的に県が運搬するが、石巻市が一部解体材を直接二次仮置き場に搬入することなどを想定

